**２０２４年度**

**品川区予算への市民からの提案**

**２０２３年１１月**

**品川・生活者ネットワーク**

２０23年11月7日

品川区長　 森澤 恭子 様

品川・生活者ネットワーク

　代　　　　表 　　井上八重子

区議会議員 　吉田ゆみこ

 前区議会議員　田中　さやか

前区議会議員 いながき孝子

品川区二葉１-10-11

TEL　5751-7105

FAX　5751-7106

**２０２4年度予算編成にあたって市民からの提案**

日頃より品川区民の暮らしを支える活動にご尽力いただき、誠にありがとうございます。森澤区長におかれましては､２０２４年度当初予算こそが､区長がじっくりと精査する時間を経て組むことができる予算編成であると存じます。

　　品川区公式ホームページにおいて、区長は就任挨拶の中で『「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」へ向け、区民の声が必ず届く区政を実現してまいります。』と宣言されています。区民の声が広く区政に反映される、風通しの良い区政運営を期待しております。

地域政党の品川・生活者ネットワークは、暮らしの中から生じた問題点や提案をもとに、さまざまな政策をつくり、市民が政治に参画するしくみを提案・実践してきました。

予算編成にあたっての市民からの提案は、地域で活動する団体のみなさんから伺ったご意見や、さまざまな立場の区民のみなさんからいただくご相談やご意見をもとに、議論を重ね「市民の提案」にまとめたものです。

多岐にわたる項目となりますが、子どもの権利を尊重した子どもの育ちを応援する地域社会の構築、支援が抜け落ちてしまう若者施策の拡充、多様な性を認め合う社会の構築、生き辛さを感じる人たちが安心して暮らせるまちづくり、地球規模の環境対策、市民の政治参加を保障する情報公開の推進と意見聴取の拡充、等々各所管においてもご検討ください。

非常時にも区民同士、地域と地域、そして行政が協力し安心して問題を解決できるまちづくりの実現を望みます。

予算編成にあたっては、私たちの市民提案をぜひご検討のうえ、文書にて区のご見解をお示しくださいますようお願いいたします。

**子どもの権利を守る**

2024年は、子どもの権利条約を日本が批准して30年という節目の年になります。そして同年１０月にはいよいよ品川区に児童相談所が開設されます。子どもの権利条約の理念を品川区でも広げ、具体的な施策に反映させるためにも、品川区子どもの権利条例の制定が必要です。

子どもと大人が、お互いの立場を尊重し対等の協力関係を築くと共に、大人が子ども自身の育つ力を応援する視点を持つことが大切です。そして子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益を優先させる社会をつくることが求められます。

2020年から続く新型コロナウイルス感染症の影響は、子どもの活動に大きな影響を与えています。長期に渡り抑制を強いられた子どもの心に寄りそう支援が求められます。また、感染症拡大により顕在化したDVや子育て家庭の孤立、ひとり親家庭などの生活困窮がさらに深刻化しています。一刻も早い救済措置をとるとともに、平時から地域で子どもを育てる市民社会の構築が必要です。

障害者権利条約の理念に基づき、教育の場で障がい児を排除しないインクルーシブ教育の実現、いじめや不登校で学ぶ機会を奪わない対応と支援、経済的格差が教育機会の格差につながることのない社会の実現を求めます。

子どもたちが「生」と「性」を学び、命と向き合い、性別役割分業にとらわれない男女平等社会の実現、性の多様性を認め合う教育の推進を求めます。

子どもが自分らしく生きる権利を保障すること、子どもが主体の学びや体験等の機会をつくること、そして子どもにとって居心地の良いやさしいまちづくりの実現にむけて、以下要望します。

・品川区子どもの権利条例を制定する。

・「子どもの権利条約」について大人も子どもも学べる機会を設ける。

・「子どもの権利条約」に基づき、子ども・若者施策にその視点を取り入れる。

・保育園・幼稚園でもＣＡＰプログラムを取り入れる。小学生のＣＡＰプログラムを拡充し、中学生でも実施する。

・子どもの虐待、いじめなど子どもの権利侵害を救済するためにオンブズマン制度、アドボケイト制度を導入する。制度内容の検討にあたっては市民参画を保障する。

・教員の研修にＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）・スクールハラスメントを取り入れる。

・教育現場においてＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）について子ども、教員、保護者が学ぶ機会をつくる。

・年齢に合わせた性教育を実施する。その際には外部の助産師、産科医を講師に招くことを検討する。

・リプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の視点で、AIDSや性病に関する教育をすすめる。

・障がいの有無にかかわらず、同じ環境で共に学ぶインクルーシブ教育を実現する。

・教育機会確保法に基づき、学校以外での子どもの教育の場を認める。

・義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や外国人だけでなく、起立性調節障害や不登校、ヤングケアラーなど、さまざまな事情により十分な教育を受けられない子どもの義務教育を受ける機会を保障するために、夜間中学を創設する。

・保護者に就学時検診が任意であることも通知する。

・高校入試で英語のスピーキングテスト(ESAT-J)実施については、子どもたちの個人情報流出のリスクがあり、区として東京都に中止を要請するよう求めること。

・中学生への自衛官募集の通知について、自衛隊への情報提供を希望しない子どもや保護者のために募集対象者情報の除外ができるよう申請制度をつくること。

**子どもを取り巻く環境を良好に整備する**

子どもを取り巻く環境に求められるのは、子どもたちの「自尊心」と「自己肯定感」を自ら育むことができる遊びの場、安心して学び過ごせる時間と空間です。子どもが過剰なストレスを感じてしまう現在の管理教育を見直し、心豊かな発達と健やかに成長できる場の確保が必要です。

私たちの身のまわりには、5万種を超える化学物質が日常使う生活用品や食品に含まれているといわれています。このような物質による人体や環境への影響は計り知れません。子どもの健全な発達と生育を守るために、保育園・幼稚園・学校および子どもが利用する施設では特に注意が必要です。

遺伝子組み換え食品の表示制度が変わり、遺伝子組み換え食品を摂取してしまうリスクがさらに増しました。また、ゲノム編集食材の流通もあり、公給食での子どもの食の安全確保をすすめることがさらに求められます。

子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を目的に、文科省のGIGAスクール構想が進み、ITやICT技術を学ぶことへ拍車がかかっています。利便性は増しますが、一方で子どもに及ぶ電磁波の健康影響が懸念されます。その点を考慮して、対応と対策を講じるよう求めます。

原発事故は終息していません。それどころか政府は、放射能汚染水を海洋放出し、世界からも不安視する声が届いています。IAEA報告書は放射能汚染水の海洋放出を支持していません。また、さまざまな処理方法を専門家が提案しても、政府は聞き入れることなく、安価で処理が済む海洋放出一択で議論すらしてこなかったこと。そして、漁業関係者等への丁寧な説明や話し合いの場を持つことも無く強行したことは許されません。

また、東京電力は過去に、福島第一原発の汚染水を処理する多核種除去設備（ALPS）で、排気中の放射性物質を吸着するフィルターがほぼ全て破損していたにも拘らず2年間公表せず、再発防止策も講じていませんでした。

ALPS処理水には、トリチウム以外にもさまざまな放射性物質が含まれています。しかし、どのような放射性物質が、どの程度残留するか総量は示されぬまま放出されており、「ALPS処理水の海洋放出」とは「希釈汚染水の海洋投棄」と言わざるを得ません。

これら国の政策と東電の無責任体質によって、食の放射能汚染についてさらなる注意が必要となります。放射性物質の影響を特に受けやすい子どもには、内部被曝を警戒し、体に取り込まない対策が必要であり、早急に、給食食材の放射性物質検査を再開すべきです。

子どもへの健康影響を最低限に抑えるための「子ども基準」を設けることが必要であることを前提に、以下要望します。

・区内全ての子ども施設で提供される給食について、食材単品検査による放射能測定を実施し公開する。

・学校給食の安全確保のため、区独自のガイドライン(食材規格書)をつくる。

・ゲノム編集食品も遺伝子組み換え食品と同様に、可能な限り避けること。

・学校給食がなく、残念ながら長期休みに昼食を抜かざるを得ない子どもたちが存在します。長期休み中にも給食を提供できる「給食日」を設ける。

・子どもたちが林間学園で利用する施設、コースの放射能測定の結果を保護者に公開する。

・まもるっち（携帯電話）や学校のWi-Fi環境による電磁波の影響を利用者に知らせる。また、この影響を受けやすい子どもには配慮する。

・公共施設で特に子ども施設には、中継基地局を設置しない。

・区関連施設の中継基地局の位置を公開する。

・教育現場において、障がいの特性について子ども、教員、保護者が学ぶ機会をつくる。

・教育現場において障がい児の親の付き添いを求めないことを徹底する。その際には支援員制度も柔軟に運用することも検討する。

・学校図書室に専任の学校司書を配置し、配置日数も増やす。

・在住外国籍及び帰国児童・生徒への語学指導を充実させる。保護者のためには母国語のできる人材を学校に派遣しサポート体制を整える。

・児童センター等で子ども自身が相談できる環境整備をはかる。

・保育園の増設にあたり、保育の質の確保に向けた職員研修を充実させる。また研修を受ける職員の補充を行ない、支援する。

・都、国による保育士処遇改善に向けた制度が、保育士個人の処遇改善につながっているか、区が積極的に調査する。

・香害と化学物質過敏症について周知・啓発し、子どもが共有する給食着については持参も可とした柔軟な対応を行う。

・人工芝生は蓄熱や静電気、マイクロプラスチックを発生させる。子どもへの悪影響を鑑み、校庭・園庭での使用を見直す。

**誰もが安心して暮らせる地域福祉**

日本では2025年には3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上といわれる高齢社会を迎えます。

高齢社会となっていることに加え、家族の形態が多様化した結果、高齢者の一人暮らしが増えている現状もあります。併せて介護の状況も変化しています。例えば、高齢の夫婦が老々介護をおこなっている世帯、高齢の親を独身の子どもが介護している世帯が存在します。一方で引きこもりの子や、精神障がいのある子どもの世話を高齢の親が担っている世帯、いわゆる8050問題も現実のものになっています。品川区の高齢者の見守りは「一人暮らしの高齢者」が原則となっているため、これらの世帯は高齢者がいても品川区の支援策からは漏れてしまう現状があります。品川区の事例ではありませんが、過去の報道では介護者が病死したのに助けを求めることができず、被介護者が餓死をしてしまうという悲惨な事例報告もあり、品川区でもあり得ることと認識すべきです。

世帯のあり様の変化を捉え、介護人材の確保や支援制度の見直しや構築等、諸課題を解決する制度の整備が急務です。

　「住み続けられるまち品川」を区は推進していますが、大家さんの相続による土地売却や再開発で転居を余儀なくされる場合に、特に高齢が理由となり新居探しが難しい状況があります。高齢者への居住支援の取り組みは急務であり、居住支援協議会の役割は極めて重要です。

介護保険制度は、家族に依存していた介護を社会化するという理念のもと創設されましたが、制度改定ごとにその理念は家族介護へと後退し続けています。自治体の役割は大変重くなってきていますが、一方で、裁量の範囲は拡大され区民に寄り添った工夫ができるとも言えます。「地域包括ケア社会」実現のために、根本的に制度を見直すことを求めます。

障害者権利条約では、障害は個人にあるのではなく、社会の障壁が障害であると定義しています。そして障害者差別解消法において、障がいを理由に差別をしてはならないと定めました。品川区は2021年度、手話言語条例を当事者参加で制定したことについてはたいへん評価しています。しかし、社会の障害への理解は未だ深まってはいません。区としてさらに理解啓発への取り組みが必要です。

また、品川区の具体的な施策においても例えば視覚障がい者、聴覚障がい者への情報保障の不徹底など不備も多く、一刻も早い解消が求められます。誰にとっても暮らしやすい地域社会をめざして、以下要望します。

・品川区障がい者差別禁止条例を制定する。

・医療的ケアの必要な障がい児者へ、重度身体障害者（児）居宅支援事業で看護師派遣を拡充する。

・重度訪問介護については在宅生活に必要な支給を認める。

・障がい児者が地域で自立するために、通所施設やグループホーム・ケアホームを拡充する。施設建設にあたっては、計画案が確定する前の段階で、予定地とする地域住民・当事者と協議し、意見を反映させながら計画をすすめる。

・区が委託するシルバーマッサージ事業に、安全確保のために同行援護給付を保障する。

・障がい児者への日常生活の援助としての日常生活用具の検討について、その対象となる品目選定については、予め当事者の意見を聞く。

・胃瘻施術の幼児もショートステイを利用可能にするよう施設の体制をはかる。

・障がい者就労継続支援のためのジョブコーチ制度を充実する。

・精神障がい者就労の相談体制の充実をはかる。

・「だれでもトイレ」を新たに設置するときには、ユニバーサルベッドを設けることを原則とする。設置にあたっては、当事者立ち会いのもと意見を聴く。

・介護保険の適用年齢になっても必要な障がい者福祉制度が利用できることを周知徹底する。

・特別区人事委員会の、障がい者を対象とする採用選考について、視覚障がい者の試験において、点字と共に音声読み取りデータによる受験も可能になったことを、区内当事者に広報し、受験を促すとともに積極的に採用する。

・障害者基本法に則り、障がい者の意思疎通の機会が確保されるよう手話通訳者の養成を行なう。

・介護をする人が離職しないですむ相談体制の充実と支援のしくみを早急につくる。

・あらゆるケアラー特にヤングケアラー・若者ケアラーの相談体制と支援の充実がはかられるしくみをつくる。

・「品川区ケアラー支援条例」を制定する。

・老老介護者への相談機能を充実する。

・居住支援協議会の機能の拡充をはかる。

**若者を取り巻く環境を整備する**

厚生労働白書（2023年）によれば、非正規雇用労働者は労働者の4割を占めています。一概に非正規雇用が問題とは言えませんが、正規雇用を希望しているにもかかわらず、非正規雇用で働く割合は、特に25歳から34歳の若年層は１5．6％（2022年）と示されています。若者を取り巻く環境は、自己責任では済まされないと認識する必要があります。区の施策でも、若者支援は抜け落ちています。

次世代を担う若者が、希望をもって働くことができ、将来にわたるライフプランを描ける社会が望まれます。また就労後でも、学びたい人が学び直すことができる社会体制を整えることが必要です。

親の経済的格差により教育格差が生まれています。進学準備や勉学に必要な給付型奨学金制度の創設は急務です。

若者への支援は、子どもの貧困問題、さらに子育ち支援施策と連動します。これらも視野に入れ、以下要望します。

・高校生、大学生の学びたいに応える給付型就学金制度を区が創設する。

・女性、若者就労支援の対象者を単身女性や非正規雇用の人たちにも拡大し、きめ細かい支援の枠組みを拡充し就労につなげる。

・若者の生活困窮者支援策を充実させる。

・経済的困難な状況にある家庭には、より具体的な支援を充実させる。また雇用に向けた相談体制の充実をはかる。

・区内の事業者の育児休業・介護休業の実態調査を区が行なう。

・育児休業、介護休業を男性が取得しやすい環境を区が率先して整える。

・子どもを連れて就労相談しやすいように託児制度を拡充する。

・「介護支援計画」の会議のなかに、ヤングケアラー・若者ケアラーの視点を盛り込み、支援の拡大もはかる。

**ドメスティック・バイオレンス（DV）対策**

「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律」の施行を受け、女性施策が「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」に記されました。その中で家庭暴力被害者の立場に立った相談の充実の項では、「相談窓口の充実、1人ひとりの状況相談機関の連携」を掲げています。しかし、どこに相談したらよいかの認知度は低く、品川・生活者ネットワークは繰り返し、現実は縦割りとなっている行政のあり様を指摘してきましたが、未だ解決していません。

ドメスティック・バイオレンス（DV）が犯罪であるという認識は広がってきました。DVには、目に見えやすい「身体的暴力」のほか、特に見えにくい「精神的暴力」「経済的暴力」がありその被害は一層深刻です。その中で「何が暴力に該当するのか」という点については、まだまだ啓発が必要です。現在、区の施策として「暴力」については精神的・経済的な暴力は「命の危険が迫っていない」として不利な扱いを受ける点が見られます。幼児虐待の背景にも、夫婦間にDVがあり恐怖心などから支配関係にあった結果、子どもの命を守りきれなかった事件が後を絶ちません。DVと子どもの虐待が無関係ではない事象をしっかり認識し、区の支援体制の強化を求めます。

DVに限らず、ハラスメントや差別などの暴力について、啓発と相談先の確保、被害者への支援を求めて以下要望します。

・ＤⅤ被害者への児童扶養手当の支給要件から裁判所の保護命令を削除するよう国に求める。

・教育現場においてＤＶ・デートＤＶについて学ぶ機会をつくると共に、市民が学べる機会も保障する。

・ＤＶ防止条例を市民の参画で制定する。

・女性の人権の尊重、意識改革推進の中枢組織となるよう男女共同参画センターの相談事業をアピールする。

・セクハラ、ＤＶ相談者の二次被害を防止するため、職員研修を行なう。

**防災・減災のまちづくり対策**

気候危機回避は今や世界全体で解決すべき大きな問題です。危機はすでに毎年の大型の低気圧や台風の発生という形で表れており、日本各地に多大な被害を及ぼしています。

気候危機回避に取り組むと同時に、梅雨時の豪雨や大型の台風は毎年起こる問題として、防災・減災施策の強化、適切な避難所の運営などに取り組む必要があります。

目黒川や立会川が流れる本区では、河川の氾濫対策も大きな課題です。また、新型コロナウイルス感染症の事例を教訓として活かし、避難所の見直しも含めて区の防災・減災施策について新たな取り組みが急がれます。

自助・共助は当然としても、被害の想定やそれに対してどこまでの備えが必要かの啓発など、自助・共助を可能にするしくみづくりは自治体の役割です。特に災害弱者の障がい者・高齢者・子ども・妊産婦に加え、路上生活者への支援を視野に入れた被害想定は急務であり、その支援は優先的に計画されるべきです。

また、実際に被災した後の避難所の運営については、避難所運営会議での議論に要支援者の視点を取り入れることが必須です。

多様な視点、災害弱者の視点が反映された防災・減災のまちづくり実現をめざして、以下要望します。

・避難所となる公共施設の運用に高齢者・障がい者・女性の意見を取り入れ、避難所運営会議はメンバーの４割を女性とする計画を遵守する。

・障がい当事者が参加できる避難所一泊体験事業を区で実施する。

・学校避難所運営の訓練を全校で行なう。

・避難所となる学校・公共施設周辺には燃えにくい樹木を植える。

・災害弱者の視点で、避難道路・通学路・生活道路等の点検を行ない、街路灯その他の付帯施設の安全確認と補修整備を進める。

・災害弱者の個別避難計画策定を早急に進める。

・災害時に活用できる井戸所有者と災害協定を結び、公開する。

・雨水流出抑制施設の整備を高台で促進することが有効であることを区民にも周知し予防策を講じる。

・公共施設の雨水タンク設置を拡充し、活用を促す。

・洪水対策として公共施設建て替えの際には、トイレの水に雨水を利用する設備をつくる。（助成制度を設ける）

・公共施設は雨水浸透施設設備（雨水浸透マス）を義務づける。

・災害時の公衆電話設置の必要性を認識し設置拡大に向けた協議を行なう。

・避難訓練に障がい者の参加を促す。

**環境・みずとみどりのまちづくり**

みずとみどりのまちづくりを掲げる品川区ですが、公園改修や街路で樹木の伐採が住民に知らされないまま行なわれています。樹木は二酸化炭素を吸収し、夏季には日光を遮り、日影が暑さを和らげる効果があります。また、コンクリートやアスファルトで固められていない地面は、雨水を吸収し、河川の急な増水を防ぐ効果があります。自然の樹木の少ない都会であるからこそ意図的に土とみどりを増やすまちづくりが求められます。

　プラスチック問題はいまや、世界的な問題となっているマイクロプラスチックに限らず、自然体系へ多大な悪影響を及ぼしています。焼却すれば有害化学物質を大気中に排出し、燃やさなければ環境中にそのまま出て最終的にはマイクロプラスチックになります。

国もようやくこの問題に取り組み、素材に着目した初の法律としてプラスチック資源循環促進法が2022年４月に制定されましたが、区としての施策は未だ「実験レベル」にとどまっており、プラスチック問題への危機感が薄いと言わざるを得ません。しかも、この法律はリサイクルを中心としており、プラスチック問題の根本解決にはなりません。

プラスチックは便利な素材ですが、感染予防などどうしても必要なものには優先的に使用し、他のものはリサイクルやリユースよりも発生抑制リデュースに力を入れていくことを優先すべきです。

生活者ネットワークが長年主張してきた環境優先のまちづくりは、気候危機への意識の高まりからようやく社会的な合意となり、SDGｓの17項目の目標達成が声高に唱えられるようになりました。ESG投資やエシカル消費など、お金の流れも環境問題に重点を置くことが求められるようになりました。しかし、具体的な社会生活の場面ではまだ環境よりも経済性や便利さが優先されていることが多いのが現状です。

区としては、具体的な施策の中で環境優先の姿勢を明確に示すべきです。また、区民に対しては一人ひとりが取り組める環境施策が進められるよう、以下要望します。

・みどりの保存事業を拡大し樹木の保存に努める。

・雨水利用のトイレタンク設置に助成する。

・一定規模以上の民間施設にはトイレの雨水利用を促す。

・公園改修は事前に情報の公開を行ない、幅広い市民の参画で公園づくりをすすめる。

・全区立学校において、太陽光発電パネルの設置や、再生可能エネルギーによる電力調達などを行なう。発電表示パネルを設置したり、どのような電力を調達しているかなどの説明パネルを掲示し、環境教育に活かす。

・再生可能エネルギーの利用を促進する。

・２０２１年度に政府が掲げた「２０３０年度までに２０１３年度比46％のＣＯ２削減」実現のため、区の本庁舎ほか、すべての区の施設の電力を自然エネルギー由来に切り替える。

・プラスチック資源循環促進法に基づいた施策を進める。

・イベントでリユース容器を活用して、リユースが有効に機能するためにデポジット制度を積極的に取り入れる。

・リデュース（発生抑制）に対する取り組みを区が積極的に行なう。

・冊子「ごみ・資源の分け方出し方」を活用し、ごみ出しのルールを転入者にきめ細かく周知する。

・化学物質過敏症の方が避難できるシェルター(住居)を区に確保し、共用する制度をつくる。

・「香害」香りの害、化学物質の被害について現状を把握し、対策をとることを区が行なう。

**国際理解**

世界にはさまざまな民族が暮らし、文化、宗教、価値観などの違いがありますが、それぞれを理解し尊重し合って共生していかなければなりません。

しかし現実には、民族や人種の違いへのヘイトスピーチやヘイトデモが横行し、インターネット上では誹謗中傷などの書き込みが後を絶たず、世界的な問題となっています。

品川区で暮らす外国人は約14,698人、総人口の3.6％を占めていることからも、未来を担う子どもたちが、諸外国と友好関係を築いていく架け橋となれるような施策を進めることは極めて重要です。

190626書式合わせ

戦後７8年が経ちました。「戦争」は人権侵害そのものであり、最大の環境破壊です。過去の悲惨な戦争を経験した世代が高齢を迎え、語り継ぐことが困難になっています。過去に起こしてしまった戦争を知り、子どもの時から平和と人権について学ぶ機会を増やし、時には他国の人たちと実際に交流する機会をもつ取り組みを要望します。

・小中学生や若い世代への平和教育の機会拡大をすすめる。

・戦争の記憶を継承する常設ブースを設置する。

・アジアの文化や歴史について、理解を求めるため国際友好協会と連携する。

・在住外国人の利便性をはかるため、さまざまな外国語ができる人材バンクをつくる。

・日本語を母国語としない人たちへの教育を充実する。

**市民政治**

市民がまちづくりの主体者として区政に関心を持ち、住まうまちのことを自分の問題として考えられる機会の創設が品川区には必要です。そのためには、区の施策について説明を聞く機会を増やすことも必要です。しかし、品川区は広町地区再開発や、区庁舎の建て替え計画など区民全体にとって関心が大きいと思われる計画についても充分な説明がされないのが現状です。区の計画や構想を明らかにしないまま、地区計画決定を行なうなどもってのほかです。

また区政に関心を持った時、手軽に知りたい行政情報を得る住民の権利を保障すべきです。行政が取得した情報は、税金をかけて聴取・作成したものであり区民の財産であることを認識すべきです。その情報を区民が開示を求めた時には、積極的に開示するよう改善を求めます。

区民には、まちづくりの一端を担う権利があり、義務があります。そのために以下要望します。

・「羽田新ルート問題」「リニア中央新幹線問題」など国や事業者による工事であっても、区民の生活に直接影響があるものについては、区が責任をもって区民の立場に立って、事業主に適切な対応をする。

・「広町再開発」や「区庁舎建て替え計画」など区民の財産に関わる大きな事業については、区が区民への説明責任を果たし、意見聴取を行なう。

・情報公開制度を利用しやすくするために情報公開一括窓口を開設する。

・計画段階から行政施策への市民参画を保障する「市民参加条例」をつくる。

・各所管からの予算請求に始まる、予算の策定過程を区民に公開する。

・公共施設の改修、跡地の利活用および大規模工事については、計画案の決定よりも前の段階で市民と協議し、意見を反映させながら進め公開する。